

第三者評価結果詳細

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

【コメント】

パンフレットに施設の理念及び基本方針を明記している。また、施設の事業計画に、「児童の人権を大切にします」「児童の自立を応援します」「児童の心身の発達を見守ります」の3項目を養育理念として掲げている。職員全体会議で理念を取り上げ職員に周知している。平成29年4月11日の職員全体会議議事録に事業計画について職員に周知したことを記録している。利用者の入所時にパンフレットを渡し、利用者・保護者に施設の理念を説明し周知している。年一回の管理職面接で職員一人ひとりの理念の実践の状況を確認している。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【コメント】

児童福祉法改正等の施設経営を取り巻く環境の変化や、厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン検討会」の情報等の把握に努め、施設運営の方向性を定めている。施設長は、要保護児童対策地域協議会等の児童養護施設運営に関する情報を把握し施設運営を行っている。児童養護施設に関する家庭的養護の推進の動向に応じて、児童相談所と連携し、里親支援や週末家庭制度への取り組みを推進している。潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集など、さらなる工夫が期待される。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【コメント】

事業計画に年度ごとの取り組み課題を明記し経営課題を明確にしている。また、児童相談所と連携し、自立支援検討会を開催し、児童養護施設の子どもの虐待問題等に関する情報共有を図っている。平成29年度施設の経営状況の改善の一環として、2名の入所者を対象に小規模ユニットの再開を決定した。12月5日の職員全体会議で、職員の処遇改善等の経営課題について話し合ったことが会議録に記録されている。経営課題に対する、さらなる具体的な取組と工夫が期待される。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【コメント】

施設の小規模化や家庭的養護の推進等の施設を取り巻く国や地方自治体の方針の変化に対応すべく、中長期計画「家庭的養護推進計画」を作成している。計画は5年ごとに前期、中期、後期に分けて、施設のハード面、人材育成面、里親・ファミリーホーム支援、地域支援等に分類し記述している。家庭的養護の推進を主体とした取り組みに力を入れることにしている。中・長期計画の策定にあたり、実現可能な数値目標や具体的な成果等の工夫が期待される。

② 5 中・長期計画を踏まえた半年度の計画が策定されている。

b

【コメント】

中・長期計画の内容を受けて、単年度ごとの事業計画を策定している。事業計画に施設の養護理念や養護目標及び取り組み課題を明記している。平成29年度は、家庭的養護推進計画の準備、児童の特性を考慮した支援、職員の支援技術の向上、リビングケアの推進等を取り組み課題に掲げている。事業計画は、全体に数値目標を明記したものではない。実施状況や達成度の評価を定量的に把握するために、数値目標の設定が期待される。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【コメント】

事業計画は、職員全体会議に諮り職員の意見を集約して策定している。また、事業計画の課題の進捗状況について随時職員全体会議で話し合い情報共有を図っているが、進捗状況を定期的に時期を定めて評価するまでには至っていない。達成目標を事業計画に明示し、あらかじめ定めた手順で実績を評価する仕組みの整備が望まれる。年度ごとに事業報告書を作成し事業計画を見直ししている。子どもの入所数の動きや余暇活動、研修状況等をまとめているが、事業計画の年度ごとの課題に沿った実績のとりまとめと評価の記述が求められる。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

c

【コメント】

子ども会議や中高生会議で、行事計画等を分かりやすく説明している。自立支援計画の策定に際し子どもと面談し、子ども自身で作成した「私の自立支援計画」を用いて、事業計画に掲げた「児童の特性を考慮した支援」の目標にそって支援している。子どもや保護者に分かりやすいように事業計画の記述を工夫し、定期的に説明会を開催する等の対策が期待される。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

【コメント】
職員は、3ヶ月ごとに「不適切な対応の自己チェックリスト」を用いて、日々の利用者支援の質の向上に努めている。利用者の人権に配慮した支援ができていないか等38項目のチェックポイントに沿って自己評価し、利用者支援に不適切な対応がなかったかを振り返るようにしている。評価結果を主任がとりまとめ、課題があれば個々に職員と話し合い、職員全体会議で取り上げ全職員の意識の共有を図っている。また、第三者評価項目にそって毎年自己評価を実施し、支援の振り返りを実施している。

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
---	---	---

【コメント】
毎年第三者評価項目に沿って自己評価を実施している。自己評価の結果を職員全体会議でとりあげ、職員間の情報共有を図っているが、支援課題を分析し対策の実施を明文化した資料は作成していない。自己評価の結果をとりまとめて課題を整理し、改善対策を明文化し職員に周知することが求められる。併せて、改善策や改善の実施状況の評価、必要に応じての改善計画の見直しを期待される。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

【コメント】
施設長は、職員全体会議で施設運営に関する自らの方針や考えを職員に周知している。また、広報紙「手まり学園だより」を発行し、施設運営の方針について説明している。「職務マニュアル」を整備し、職務分掌を明記し、分掌ごとの機能分担を明確にしている。有事も含め、施設長や管理職が不在時の権限委任などを含めた運営体制の策定など明確化が期待される。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
---	---------------------------------	---

【コメント】
児童福祉法改正等、施設運営に関する関連法の職員への周知を図っている。コンプライアンス研修に参加し、また、施設長は、毎月開催の施設長会に出席し弁護士による法制度の動向等に関する情報を取得し、職員全体会議で全職員に周知している。遵守すべき法令等を幅広く周知し、遵守するための具体的な取組を行う工夫が期待される。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b

【コメント】
課題を持った児童の個別性に着目し、職員の支援技術の向上を図ることを事業計画に明記している。施設長は、毎月実施している職員全体会議で子どもへの支援に関する職員の課題意識に着目し、適切にアドバイスをし支援技術の向上を図っている。養育・支援の質向上に向け、職員の意見を反映するための具体的な取組が期待される。また、施設長自ら自己研鑽に励み、より一層専門性の向上に努めることが期待される。

②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】
施設長は、事業計画に養育理念や養育・支援の基本方針を明記し、理念の実践に向けた年度ごとの取り組み課題を明確にしている。取り組み課題の対策と推進に向けて、性教育委員会、危機管理委員会、児童生活向上委員会、子どもの学習能力向上を目的とした公文委員会等の委員会を立ち上げ、養育・支援の強化に努めている。さらに、施設長による積極的な参画を通じて、施設全体の経営の改善や業務の実効性を高めるための体制の構築が期待される。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c

【コメント】
職員の退職に対応し急遽職員を採用し職員体制を維持しているが、特に中堅職員層の不足は大きな課題となっている。児童養護施設の処遇改善に関する各種加算に取

り組み、職員の適切な配置に努めている。職員のキャリアパス計画に基づき階層ごとに求められる人材像の明示が求められる。また、キャリアパスに応じた人材育成計画の整備が求められる。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】 施設の基本養護理念を定めその実践に向けて、「人権擁護に努め『人の心の痛みを知り、共感し、分かち合っ』生きる感性を大切に」等5項目の職員像を明示している。キャリアパスを整備し職務に応じた目標管理を行い、目標の達成度等に応じた人事基準を整備することが望まれる。また、採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する人事基準の明確化と、職員の意向・意見や評価・分析等にもとづく人事改善策の検討および実施が期待される。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 「職務マニュアル」を整備し職制に応じた役割分担を明示し労務管理体制を明確にしている。職員は有給休暇を各自の希望で適切に取得している。心理担当職員が職員のメンタルケアに配慮し、表情をみて声をかけたり職員の要望に応じ悩みの相談に応じている。施設長は、年一回の職員面接で、職員の悩みや職務に関する思い等を把握している。人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組の、具体的な計画策定と実施が期待される。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 施設の基本理念は仏教の教えからきているため、仏教への理解を深め、誰にも備わっている崇高な心の開発を目指す職員像を明示し職員に周知している。毎年職員アンケートを実施し、施設運営や子どもの養育支援等に関する職員の意見の把握に努め、また、年一回管理職面接を実施し、職員の活動実績と業務への思いや目標を聞いている。職員一人ひとりの目標の設定、そして目標の進捗状況及び達成状況の把握など、目標管理を通じての職員の育成については今後の課題である。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】 職員一人ひとりの年度の研修受講計画を作成している。職員は研修計画に基づき受講し職員全体会議で報告し研修の成果を他の職員と共有している。管理者と研修担当が定期的に研修内容やカリキュラムの見直しを実施している。今後はキャリアパスを明示し、職務に応じた職員育成を計画的に実施することが望まれる。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】 職員ごとの担当業務や職員のスキルに応じて研修計画を作成している。新任職員に対しては2,3か月に渡り先輩職員がOJTで現場の業務を指導している。現場の職員のニーズに合わせて研修項目を設定している。平成28年度は、大学講師による「チームによるコンプリメント技法」や児童参加型の「ことばキャンプ（全6回）」等、他に心理士会や公文地区会などの様々な研修に参加し、17回の研修報告会を実施している。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 平成28年度は大学、短大、専門学校より33名の実習生を受け入れている。実習生の受け入れに際しオリエンテーションを実施し、子どもに配慮すべき事項等注意事項を記載した資料を用いて注意を喚起している。実習プログラムは大学等と連携し内容を決定している。ユニット長が基幹リーダー研修を受講し、実習生指導にあたっている。実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアル整備が期待される。また、実習指導者に対する研修が期待される。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページに、施設の年間行事や活動内容に合わせ、基本養護理念や養護方針を掲載し施設運営に関する基本的な考え方を明示している。パンフレットに、理念や基本方針、施設での子どもの生活の様子や食事、健康、学習、施設退所後の進路等について明記し、児童養護施設への理解が深まるようにしている。広報紙「手まり学園だより」を発行し、施設長の施設運営の思いを紹介し、また、年度ごとの収支について報告し保護者や関係機関に配付し情報開示に努めている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】 「職務マニュアル」を整備し、職員として遵守すべき理念や教育信条、職員の守秘義務や子どもとの関わりで注意すべきことなど職務遂行上のルール、および職務分掌について明記し職員に周知している。施設長は毎月定例の職員全体会議で分掌ごとの職務内容を確認している。施設運営の状況に関する内部監査を定期的実施している。また、行政の指導監査を定期的に受審している。会計監査等の外部監査は実施していない。		
4 地域との交流、地域貢献		

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 子どもと地域の交流を広げる活動を積極的に推進している。事業計画に年間の各種行事について明記している。県の児童養護施設卓球大会、駅伝大会、マラソン大会に出場し、また、施設主催の手まりパーティーで、子どもの地域交流発表会を開催している。英語教室、ギター教室、舞踊等地域の外部の講師に依頼し、地域の人たちと子どもの交流を推進している。週末には、地域の小・中学生徒がよく遊びにきている。地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、職員および子ども達への周知が期待される。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、積極的にボランティアを受け入れている。秋に実施する手まりパーティーは、町長など地域住民が大勢参加し総勢150名程度になり、30名程度の地域住民のボランティアが、模擬店などを支援している。余暇活動のボランティアや外部講師の協力を得て、書道、華道、ギター教室、英語教室、日本舞踊、インド舞踊などの教室を毎週または毎月定期的に開設している。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】 児童相談所、幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携の強化に努めている。児童相談所とは、必要に応じ随時連絡を取りカンファレンスを開催するなど、連携強化を図っている。小学校、中学校とは、年2回定期的に連絡会を開催し、子どもの状況の変化等に関する情報共有を図っている。子どものアフターケアに力を入れ、子ども連絡窓口を設定し、いつでも子どもが相談できるようにしている。子どものアフターケア等をとらえた地域でのネットワーク化に取り組むなど、さらなる関係機関等との連携構築が期待される。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】 年に5回、1回25名程度の地域の民生委員・児童委員の施設見学を受け入れ、児童養護施設の地域への理解に努めている。また、施設の工作室を地域に開放したりしている。災害発生等有事の際の避難場所など地域連携を図っている。施設の専門性を活かした相談支援事業等の対応については現在検討中である。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】 年に5回、毎回25名程度の民生委員・児童委員が施設を訪問し、児童養護施設への理解を深めている。児童相談所等関係機関と連携し地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域の小学校・中学校の行事に積極的に参加し、また、地域の駅伝大会当に参加し、児童養護施設への地域の理解が深まるようにしている。地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じるなど、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が期待される。		
Ⅲ 適切な養育・支援の実施		
1 子ども本位の養育・支援		
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 3つある小舎（ユニット）は各々2つの寮からなり、幼児から高校生まで8～9人の異年齢の子どもが男女混合で生活するなど、家庭的な小舎制の環境で養護している。理念、信条および職員としての基本姿勢を「職務マニュアル」に明記し、年度始めに職員全体会議で確認している。また、外部講師を招き「人権擁護に関する研修」を実施し、子どもを尊重した養育・支援の周知を図っている。また、毎月チェックシートを用いて自己評価を行い、支援の振り返りを行なっている。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】 プライバシー保護および虐待防止等の権利擁護について「職務マニュアル」に明記し、年度始めに職員全体会議で確認している。子どもや保護者に対しては「手まり学園のしおり」や「手まりルールブック」に明記し、プライバシーの尊重を伝えている。寮は、トイレや風呂場、洗濯機は階段下の奥まった場所に配置され、プライバシーに配慮した構造になっている。外部からの訪問・見学者について事前に子どもに伝え同意を得るなどの実施、および不適切な事案が発生した場合の対応方法の策定が期待される。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 理念や基本方針をパンフレットに明記している。施設での生活など説明した「手まり学園のしおり」を準備し活用している。また、ホームページに基本養護理念や方		

針、年間行事などを掲載し情報を提供している。「手まり学園のしおり」では大人向けの表現が用いられており、言葉遣いや写真・図・絵等を用いて子どもでも分かる内容の工夫、また、保護者向けのパンフレットの作成等が期待される。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
---	--	---

【コメント】

入所時に「手まり学園のしおり」を用いて施設での生活などを説明している。また、年齢を問わず本人にわかる言葉で入所の意思を確認している。「手まり学園のしおり」では大人向けの表現が用いられており、言葉遣いや写真・図・絵等を用いて子どもでも分かる内容の工夫、保護者向けのパンフレット等の作成、また、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてのルール策定が期待される。

③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

措置変更や地域・家庭への移行についての手順や書類などを「職務マニュアル」に明記し、児童相談所とカンファレンスを持つなど連携をとりながら対応している。退所後は、家庭支援専門相談員が相談窓口となり、必要なフォローアップを行なっている。また、退所した後も施設の行事に招待するなど、子ども達が気軽に相談したり何かあればすぐに訪ねてもらえるように配慮している。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
-----------------------------	--	---------------------

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

担当職員による面接を年4回行い、子どもの気持ちや意向を把握している。また、毎月寮単位で開催している小学生以下の子どもによる子ども会議、毎月施設全体で開催している中学生、高校生による中高生会議など年齢差による工夫を通じて、子どもの気持ちや意見を受け止め、各寮や施設の行事企画など子どもの施設運営への参画、個々の養育に反映させている。さらに、子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、子ども参画のもとで把握した結果を分析・検討するための検討会議の設置等が期待される。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
-------------------------------------	--	--

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

入所時に子どもに渡している「手まり学園のしおり」の冒頭に、「分からないこと、心配なこと、悩みなどどんどん質問、相談してほしい」旨を明記し、また各説明文章の中にも、「困ったことがあったら職員に相談しましょう」など、いつでも相談できる事を明記している。また、意見箱の設置の他、各寮には第三者委員についての説明を掲示している。苦情や意向は、年4回の担当職員による面接や、毎月の子どもの会議や中高生会議で把握し対応している。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

子ども毎に担当職員を決め、年4回の面談や相談、個別支援計画作成に関わっている。入所時に子どもに渡している「手まり学園のしおり」で、担当職員以外の職員でも、いつでも伝えたい事を伝え相談できる事を明記している。また、意見箱の設置の他、各寮には第三者委員についての説明を掲示している。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

入所時に子どもに渡している「手まり学園のしおり」で、いつでも伝えたい事を伝え相談できる事を明記している。また、意見箱の設置の他、各寮には第三者委員についての説明を掲示している。毎月の子どもの会議や中高生会議で、生活のルールや行事などについて意見が出され、内容によってはユニット会議やホーム長会議で協議し対応している。議事録には子どもから出された意見及び対応が記録されているが、個々の相談や意見を受けた際の記録や報告の方法、また対応の手順を定めたマニュアルの作成が望まれる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
---	--	---------------------

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

毎月定期的に危機管理委員会を開催し事故防止に努めている。「事故発生時対応マニュアル」を作成し、事故の種類ごとの防止策、対応策について明記している。ヒヤリハットの仕組みを整備し、危機管理委員会で毎月内容を集計し対策を職員に周知している。外部講師として警察官による不審者対応など防犯の研修を実施し、また施設内の7か所に防犯カメラを設置し、安全対策に努めている。リスクマネジメントに関する責任者の明確化と、事故防止策等の定期的な評価と見直しを期待される。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

「衛生管理マニュアル」や「感染症対応マニュアル」を作成し、食事前の手洗いの徹底など、日常生活の中で子どもに衛生管理や健康管理の大切さを指導している。また、インフルエンザなど季節的な感染症の予防について、職員全体会議で周知している。各寮には、救急セットに併せて嘔吐物処理キットが用意されている。インフルエンザなど季節的な感染症に罹患した場合は、自室などでの隔離の上で食事の工夫などの配慮をしている。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

<p>【コメント】 愛川町防災マップ（ハザードマップ）の該当地域には入っていないが、火災や地震等の災害発生に備え、毎月防災訓練を実施している。5月の訓練では炊き出しの練習を兼ね実施している。各寮のコンロは全てIHで揃え、棚の固定など落下防止の処置をしている。食料は3日分備蓄してある。災害発生等有事の際の避難場所などの地域連携を図っているが、地域の自治体などと連携しての訓練や、災害時の役割など相互の取り決めには至っていない。</p>		
<p>2 養育・支援の質の確保</p>		
<p>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】 「職務マニュアル」に、標準的な支援方法や子どもの尊重、プライバシー保護など権利養護について明記している。「職務マニュアル」は、年度始めの職員全体会議および新採用職員研修で周知している。また、各寮にいつでも確認できるよう設置している。標準的な支援方法に基づいた実施状況については、毎月チェックリストによる自己評価を行ない確認している。「職務マニュアル」は、各々の支援における留意事項と、支援種毎の支援内容が別々に記載されており、関連づけて用いる事が難しく、内容の整理と工夫が期待される。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>【コメント】 標準的な支援方法について定めた「職務マニュアル」には、規定日が2011年4月1日とあり、その後は、個別支援計画の内容を反映させるなど、必要に応じて見直し加筆が図られている。また、毎月の子ども会議や中高生会議で出された意見への対応も把握し内容に反映している。しかし、検証・見直しに関する時期やその方法が定められておらず策定が期待される。</p>		
<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	c
<p>【コメント】 アセスメントは、その子どもの担当職員が取りまとめて各寮で協議したのち、月1回ケース会議の場で全職員で協議検討している。担当職員は、アセスメントの内容に加え、年3回の子どもの面談と自立支援計画策定の為の面談を通じて子どもと目標を設定し、必要に応じて臨床心理士など専門職が加わり寮単位で検討の後、児童相談所職員と協議し個別支援計画を策定している。個別支援計画は年に1回評価・見直しを行い、目標の内容や設定を確認している。アセスメント手法の確立が期待される。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>【コメント】 年1回、担当職員による子どもとの面談で、個別支援計画の実施状況を振り返り見直しを行っている。見直した内容をもとに新たに目標を設定し、必要に応じて臨床心理士など専門職が加わり寮単位で検討の後、児童相談所職員と協議し個別支援計画を策定している。毎回の自立支援計画の策定時に、今後発生しそうな事柄を想定し計画に反映させているので、緊急に変更する事はほとんど起きていない。仮にそのような事案が発生した場合は、同じく寮単位で検討の後、児童相談所職員と協議し策定する。</p>		
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】 日々の子どもに関わる支援の記録は、施設内LANに接続された各寮のパソコンで逐次入力している。入力する記録は、様子や支援内容など客観的事実を記載するよう留意し、対象となる子どもの氏名、複数の子どもが関連する記録であれば複数の子どもの氏名、内容に関するキーワードと共に入力している。入力された記録は、毎日所定の書式で出力され 朝の連絡会で情報の共有を図っている。また、パスワードで管理された他のパソコンでも記録を確認する事ができ、情報の共有を図っている。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>【コメント】 記録類の管理責任者を決め、会議や委員会の記録、子ども達の情報などは、管理棟事務所の隣の施錠できる部屋で管理され、いつでも閲覧し確認できるようにしている。施設内LANに接続されたパソコンはパスワードで管理され、記録情報が保護されている。個人情報保護法を基本に守秘義務の遵守について、職員全体会議での研修を通じて全職員に周知している。入所時に、保護者に対し個人情報の取り扱いについて説明し、併せて「肖像権にかかわる写真・名前等掲載の承諾書」で写真などを広報紙「手まり学園だより」に掲載する可否について意向を確認している。</p>		
<p>内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援</p>		
<p>(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a

【コメント】 職員全体会議やホーム長会議で、子ども会議や中高生会議の記録やユニット会議での個々の利用者への支援の記録等をもとに、子どもへの支援が適切であることを話し合い振り返り検証の場に行っている。職員は子どもの意見や要望に傾聴し、また、子どもの不登校のケースや他の子の服を鉄で切ってしまった子への支援など、全職員が意識を共有し困難なケースの子どもの支援にあたっている。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】 家族のことを子どもに話す時などは子どもの発達段階に配慮し、また、児童相談所等と緊密に連携し対応することを心がけている。子どもへの話し方や声掛けのタイミングなど職員全体会議で話し合い、全職員が意識を共有するようにしている。事実を伝えた後の子どもの変容に全職員が注意を払い、ユニット会議の記録等を確認し迅速に状況の変化に対応するようにしている。		
(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 「権利ノート」や「手まり学園のしおり」を用いて子どもの人権意識の大切さを説明している。また、「手まり学園の暮らしの中で困ったことがあったら」の資料を用いていつでも子どもの相談に応じることを周知している。職員は、「虐待・加害ゼロ五原則」を施設内各所に掲示し、子どもへの人権擁護の注意を喚起し、また、「不適切な対応の自己チェックリスト」を活用し子どもの人権擁護に関する意識の強化を図っている。		
(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】 子どもの担当職員制を敷いている。職員は子どもとの個別レクリエーションを大切にして、子どもの誕生日に職員が映画や買物等本人と1日行動を共にし信頼関係の構築に努めている。各種の文化活動や学園祭での助け合いの経験を通して、職員は子ども同士が助け合う心を育むように支援している。子どもが怪我をしたときやご飯をこぼした時などは、日常的に他の子どもが優しくいたわる情景が定着している。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 服務規定に、職員は、「児童に対して体罰など身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加えるなどの行為をしてわならない」と明記し職員に周知している。また、「職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた時は、その損害の全部又は一部を弁償しなければならない」と罰則規定を明記している。施設の「虐待・加害ゼロ五原則」を定め、子どもの立場が最優先であること、虐待をゆるさないこと、しつけのつもりと言いつつ言い訳しないこと等を明記し事務室等に掲示し職員の注意を喚起している。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 「緊急時対応マニュアル」を整備し、虐待等職員の不適切なかかわりが発覚した場合の組織内報告や児童相談所への連絡当の対応について明記している。職員は38項目の人権擁護チェックリストである「不適切な対応の自己チェックリスト」による人権意識の振り返りを定期的を実施し、人権侵害等が無いように注意を喚起している。職員は、子どもがCAPプログラムの研修受講を通して暴力防止に関する意識の強化を図るよう支援している。不適切なかかわりの防止について、具体的な事例を示して、子どもに周知することが期待される。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
【コメント】 「緊急時対応マニュアル」を整備し、職員の子どもへの虐待等緊急事態に対する報告・連絡について規定している。子どもには権利ノートを配布し、子どもが自ら被害があれば訴えるように意識の啓発を行っている。被措置児童等虐待の届出・通告に関するマニュアルの整備が期待される。また、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みの明記が期待される。被措置児童等虐待の届出・通告制度について、資料を工夫し子ども等に配布、説明し子どもが自ら訴えることができるようにすることが期待される。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 施設は仏教の精神に基づき運営されているが、思想・信教の自由を保障している。仏教の法要である12月10日の成道会には、子どもは自由意思により参加している。昨年はイスラム教の子どもが一時保護で入所していた。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】		

「入所のしおり」を用いて施設での生活等について説明している。入所時の家族からの分離体験については、児童相談所と緊密に連携し子ども本人の不安の軽減に努めている。心理職員が子ども本人に面談し、「あなたが悪くて入ったのではない」ということを話し不安の軽減を図っている。部屋の配置等も年齢に配慮し、本人の気持ち安定するように気を配っている。分離体験からの回復に長時間を要するケースもあり、その間職員が優しく見守っている。

②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】
職員は、子ども会議で日常生活に於ける様々な子どもの意見に耳を傾け、子どもが楽しく安心して生活できるように共に考えるようにしている。子ども会議ではテレビの録画のルールや入浴の順番のルール、子ども同士の言葉遣いのルール、風呂がぬるい、就寝時間の後もうるさいといった出された意見について話し合っている。中高生会議では、暴言・暴力防止の子どもアンケートの実施や手まりルールブックの改正等に関する話し合いを行っている。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
---	---	---

【コメント】
子どもの趣味や希望に応じた文化活動や余暇活動などは、子ども自身の主体性を尊重している。今年の手まりパーティーでは、屋台の1つを中高生が担当し、また、子どもからバンド演奏をしたいとの希望があり演奏を披露した。ビデオに関しては、怖い番組は録画しないこと、録画はだれが見ても良いことなど子ども会議で話し合っている。地域の半原神社八雲祭では囃子や和太鼓の演奏に子どもが参加している。職員は子どもが各種の活動に自発的に参加するよう見守り支援している。

②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
---	--	---

【コメント】
小遣いは、幼児が400円、小学生が600円から1000円の3段階、中学生が2000円から3000円の3段階、高校生が月に5000円である。子ども全員が小遣い帳をつけている。買物をしたときはレシートを添付し職員が使い過ぎがないように確認している。リビングケアの一環として、中高生を対象にファイナンシャルプランナーによるお金の学習会を2回にわたり開催し、生きていくためにお金も大事であることを学ぶ機会をもっている。

(8) 継続性とアフターケア

①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】
家庭復帰は児童相談所と緊密に連携し支援している。家庭復帰後の子どもや家族の支援内容、関係機関の連携については、児童相談所が主体となり決定している。家庭復帰につながる事例は極めて少ない。アフターケアの期間は1年から状況に応じ3年に及ぶことがある。子どもの退所後の一人暮らしを想定し、一人暮らしを体験できる支援を実施している。退所後の相談窓口を設定し、いつでも退所者が手まり学園に相談できるようにしている。

②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
---	---	---

【コメント】
職業指導員を配置し子どものリビングケアに力を入れている。高校を中退し、措置継続で就職した事例がある。高校から大学に進級するケースで22歳までの措置延長を想定している事例がある。進学に際して、奨学金取得の可能性等に関する子どもの相談に応じている。

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリビングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	---	---

【コメント】
ATMの利用など退所したとき子どもが困らないように支援プログラムを整備している。退所後の施設の相談窓口を設定し、困ったときなどいつでも相談できるようにしている。退所者の一覧表を作成し、必要な時にスムーズに対応できるようにしている。児童相談所や就職先の企業などの関係機関と連携し、子どもが安定した生活を送れるように支援している。学園祭など退所者が集まれる機会を設けているが、離職した職員が多い中で、退所者にとって馴染みのある職員が少ない状況がある。入所中に交わりのあった元職員にも呼びかけるなどの工夫が期待される。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
---------------------	--	---------------------

①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
---	--	---

【コメント】
小舎制の特徴を活かし、寮ごとに2~3名の担当職員を配置し、家庭的な雰囲気の中で子ども達の自立をめざし日々の生活を支援している。担当職員は、子ども達一人ひとりの言葉や思いに寄り添い支援ニーズの把握に努めている。子どもどうしのトラブルにおいても、単にその行為をとらえ叱責するのではなく、その子どもの行動の生育歴や背景となった事象、障害特性をとらえ、子どもの気持ちに寄り添い対応している。毎月開催の子ども会議や中高生会議、また年4回の個別面談で職員との関係は把握しているが、アンケートは実施していない。

②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
---	---	---

【コメント】
現在40名の子どもが6つの寮に分かれて生活している。小舎制の特徴を活かし、家庭的な雰囲気の中で子ども達の自立をめざしている。2つの寮を1ユニットとしそれぞれホーム長を配置し、また、寮ごとに2~3名の担当職員を配置し子ども達の日々の生活を支援している。担当職員は、子ども達一人ひとりの言葉や思いに寄り添

い支援ニーズの把握に努めている。アルバイトで疲れて帰ってきた高齢児には、暖かい夕食を準備し、時には洗濯を手伝うなど気持ちに寄り添っている。2つの寮を仕切る位置にそのユニットの職員室があり、夜間も子どもの様子を確認している。

③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
---	---	---

【コメント】

子どもの問題解決には、子どもの自己決定を確認し尊重して支援している。子どもの選択・決定に当たっては、例えばアルバイト先の人間関係で悩んでいる子どもの気持ちを受け止め、話しをする中で子ども自身が気持ちを整理できるよう支援するなど、職員の意思や意見を強要せず、子どもの意思や意見を優先するようにしている。非常勤職員も含めた7名のフリー職員が、朝・夕の忙しい時間帯、また通院の付き添いなど応援に入る体制を作っている。

④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
---	-----------------------------	---

【コメント】

公文委員会を組織し、希望する小学生を対象に施設内で週5日算数を中心とした公文教室を開いている。また、塾に通っている中学生もいる。月1回愛川図書館の図書ボランティアが施設を訪問し、子ども達が希望する本を貸し出している。春のハイキングの他、山中湖近郊での1泊2日の夏季キャンプでは、中高生が火起こしを担当しバーベキューをするなど、様々な経験を積める機会を作っている。また、子どもの希望をとらえ、週4回の英語教室や、月2回のギター教室とインド舞踊、その他、日本舞踊、書道、生け花など様々な文化活動を行なっている。

⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
---	---	---

【コメント】

「手まりルールブック」を作成し、一日の生活の流れを明記し、基本的な生活習慣や社会常識を子ども達が身に付けられるようにしている。また、支援にあたっては「職務マニュアル」で基本的な生活習慣を中心とした支援内容を明記し支援にあっている。職員は、普段から模範を示せるよう振る舞いや態度に気をつけ、毎月のチェックシートで振り返りを行っている。また、「出会った人を大切に」「ぶれない心」をテーマに僧侶の話を聞く機会を持ち、子どもの心を育んでいる。

(2) 食生活

①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
---	---	---

【コメント】

おかずや汁物は厨房で調理し各寮に運ばれるが、ご飯は各寮で炊いている。職員も同じ食事を食べ、テーブル配置や飾り付けなど寮ごとに子どもと一緒に工夫し、家庭的な雰囲気の中での食事を心がけている。入所後すぐに子どもと茶碗なども含め必要品を買い行き、一人ひとりが自分の茶碗で食事をしている。アルバイトで疲れて帰ってきた高齢児などには、暖かい夕食を準備し提供している。行事に参加するための外出や誕生日をとらえての個別外出時など、外食を楽しむ機会がある。また、遊びに来た学校の友人にも夕食を提供し一緒に食べるなど、臨機応変に対応している。

②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

栄養士が2週間ごとに栄養バランスを考えて献立を作成している。日々の提供においては、食物アレルギーなど心身の状況、また体調などの健康状態に応じ、配慮した食事を提供している。月に2回は自由献立の日があり、寮毎に子ども達がメニューを考え、子ども達と職員と一緒に食材の買い物や調理をして食事を楽しんでいる。思考調査はしていないが、毎月の子ども会議や中高生会議を通じて希望を把握している。毎回残食の確認をしているが、どの寮もほとんど残食は無い。

③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
---	---	---

【コメント】

献立表は、寮毎の掲示板に掲示されている。小学生は食器洗いを少しずつ練習し、小学2年生からは自分の食器は自分で洗うようにするなど、子ども達の発達段階に応じて配膳、下膳、後片付け、テーブル拭きも含め基本的な食習慣の習得ができるように支援している。月2回の自由献立では、寮毎に子ども達がメニューを考えているが、栄養バランスなどを考慮し栄養士が助言している。食材は、子ども達と職員と一緒に買い物をし、調理をして食事を楽しんでいる。郷土料理の提供は無いが、七草がゆなど季節を捉えた献立を工夫している。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
---	---	---

【コメント】

入所した時に貸し出せる衣類を準備しているが、原則持参するよう依頼している。衣類は、中高生は自分で洗濯しているが、小学生以下は職員が支援している。障害特性から着るものにこだわりのある子どももいるが、一人ひとりが好きな服を着ている。夏場などに女子が露出が大きい服を着ている場合など声かけし助言することがある。また、小遣い内での購入に際し、ブランド物の服など一点豪華主義になりやすい場合は、後々の衣類の買い足しをどうするのかなど助言している。

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
---	--------------------------	---

【コメント】

寮ごとに7室の個室と幼児の和室があり、中央にリビングを配置し家庭的な雰囲気の中で子ども達は生活している。土日は寮ごとに子ども達が分担し、リビング、浴室、階段、廊下などを清掃している。トイレや浴室は清掃が行き届いている。年1回、お部屋きれいコンテストおよびリビングコンテストを実施し、子ども達に居室をきれいにする意識づけや、寮によってはカフェのような雰囲気を目指すなど、子どもの総意で寮毎に安らぎに満ちたリビングの工夫を行っている。

②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
---	--	---

<p>【コメント】 3つある小舎（ユニット）は各々2つの寮からなり、幼児から高校生まで8～9人の異年齢の子どもが男女混合で生活するなど、小舎制の環境で養護している。寮は2階建てで、7室の個室と幼児の和室があり、中央の吹き抜けにリビングを配置し家庭的な雰囲気の中で子ども達は生活している。小学生以上は全員個室で、特に高学年は2階の個室を利用している。吹き抜けのためどの個室も目が届きやすい構造になっているが、職員は子どもが自分の居室で自分らしい生活空間をつくり、プライバシーを保ち安心して過ごせるように見守っている。</p>		
<p>(5) 健康と安全</p>		
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】 「衛生管理マニュアル」や「感染症対応マニュアル」を作成し、食事前の手洗いの徹底や夏場の週2回のパジャマの洗濯、毎日の入浴やシャワーの利用で清潔に保つことの大切さを指導している。シャンプーや洗剤は施設で準備しているが、自分の気に入ったものを購入し使っている子どももいる。夜尿のある子どもは以前いたが、担当職員との秘密のサインがあり、他の子どもにわからないように対応していた。ライターやお香に興味を持つ子どもに注意を喚起するなど、安全をとらえて支援をしている。</p>		
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】 健康診断を年1回秋に実施している。職員は、入浴時に子どものバイタルチェックを行い、身体状況や皮膚の状態を確認している。現在は、医療面や健康面で特別な配慮が必要な子どもはいない。施設として提携している入院可能な医療機関は無い。嘱託医と連携し子どもの体に異常があれば、すぐに通院できる体制を整えている。服薬は寮ごとに管理し、食後に職員が立ち会い飲み忘れなどがないようにしている。AEDに関する外部研修に参加した職員による伝達研修を行なったが、施設にAEDは設置していない。</p>		
<p>(6) 性に関する教育</p>		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】 性教育委員会が中心となり、小学生を対象に性に関する本の読み聞かせを行うなど、子どもが年齢・発達段階に応じて正しい性の知識を得るようにしている。子ども達それぞれが自身の心と体を大切にすること、男女の体の変化が目に見えてくる「二次性徴発現期」についての支援を行うこと、及び性=生に関連付けた生命の大切さについて考えること等をテーマに設定している。また、職員は性教育支援に関する外部研修を受講し、子ども達への適切な支援に努めている。性的なDV被害を経験した子どもに配慮し、必要に応じて個別に対応している。</p>		
<p>(7) 自己領域の確保</p>		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p>【コメント】 日用品や衣類は個人所有を前提にしている。小遣いは、幼児が400円、小学生が600円から1000円の3段階、中学生が2000円から3000円の3段階、高校生が月に5000円など、子ども達の年齢に応じ細かく決めている。高学年になると、衣類は小遣いの範囲で自分で購入しているが、必要に応じて職員が助言や支援をしている。好みのシャンプーや洗剤などを購入し使用している子どももいる。自転車などは寮ごとに共有である。職員は、子ども達に物を大切にすることを養うように指導している。</p>		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p>【コメント】 子ども一人ひとりのアルバムを作成し職員室で管理し、子どもが希望すればいつでも自由に見ることができる。アルバムは子どもと一緒に作る事もあるが、子どもがいない時間帯にすることが多い。他方、広報紙「手まり学園だより」に使う写真を、写真を写した時のことを振り返りながら子どもと一緒に選ぶ事もある。アルバムは、子どもが施設を退所する時に、母子手帳や成績表などと共に成長の記録として手渡している。アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができるよう工夫が期待される。</p>		
<p>(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>【コメント】 暴力・暴言等の問題行動が生じたときは、必ず複数の職員が対応し迅速に周囲の子どもの安全確保と管理職、関連機関への報告を行う体制を整備している。職員は相互に連携し、指導役、フォロー役を決めるなどし、問題行動を起こした子どもが心を閉ざすことが無く課題に向き合えるように心がけている。暴力・暴言等が続き、小さい子ども達が不安に感じたり、本人が謝ったり話し合う事ができない場合は、児童相談所の人に来てもらいその後の生活について話あうことを、「手まりルールブック」に明記し説明している。</p>		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 職員は、課題を持った子どもについては、毎日夕食後や就寝まえに1日の振り返りを一緒に行う時間を持つようにしている。子どもが他の子どもに対し支配的になりいじめに発展しないよう、様子を観察している。必要に応じて、子どもが支配的になる前に対応している。子ども達が嫌なことは嫌と言えるように、学習会等を開いて子ども達自身が人権意識をもち、暴力から自身を守る意識づけを行っている。また、職員は、子ども達がなんでも職員に相談できるような雰囲気づくりを心がけている。</p>		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a

<p>【コメント】 保護者からの強引な引取りなどの可能性があり、当施設に入所していることを保護者にはふせている子どもがいる。外部講師として警察官による不審者対応など防犯の研修を実施し、また施設内の7か所に防犯カメラを設置し、安全対策に努めている。子どもの友人が来所した場合はすぐにそれと分かるが、大人が来所した場合は、要件を聞くことにしている。また、保護者の場合は、寮に行かないよう管理棟に留め、確認の上で対応することになっている。日頃から保護者との連絡を密にしており、強引な引取りや外泊から戻らないような事案は発生していない。</p>		
<p>(9) 心理的ケア</p>		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>【コメント】 現在、虐待や家族から分離された体験などの生育歴や発達障害などで、自己肯定感が低かったり、注目欲求が多く個別の関わりが必要な子どもなど、心理的ケアが必要な子どもは10人位いる。心理的ケアに関するプログラムを別途策定するのではなく、個別支援計画の中で位置付け実施している。子どもが小学生など低学年の場合は、心理担当職員が定期的に子どもと面接し、子どもへの心理的支援を行っている。また、中学生など高学年の場合は、施設内での心理的ケアには限界があるので、児童相談所に依頼し心理面接を実施している。</p>		
<p>(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】 公文委員会を組織し、希望する小学生を対象に、週5日施設内の教室で午後6時半から30分程度の時間で算数を中心とした公文教室を開いている。また、希望し塾に通っている中学生もいる。外部講師による英語教室を週1回火曜日の18時から20時に中学生以上を対象に実施している。愛川図書館の図書ボランティアが毎月施設を訪問し、子ども達が希望する本を貸し出している。日常生活では、小学生は帰園後に職員の支援のもと宿題と翌日の学校の準備をしている。中学校の特別級や養護学校の分校舎に通っている子どもが数名いる。子どもの学力に合った学習支援と進路相談に努めている。</p>		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】 担当職員は年4回の面談や日常生活の中で、子ども達と将来について話をしたり、本人の意向や希望を確認している。子ども達の視野を広げられるようにできるだけ多くの情報を提供し、自分の意思で進路を決定できるように支援している。また、奨学金制度の仕組みや情報を提供し、進学にあたっての学費のみならず生活全般について話し合っている。</p>		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 高校生にはアルバイトを勧めている。将来に向けての就労体験、社会経験、コミュニケーションなどを学ぶ機会としている。アルバイト先の間人間関係で悩んでいる子どもがいる。その子どもの気持ちを受け止め、話しをする中で子ども自身が気持ちを整理できるよう支援し、アルバイトでの経験を次に活かすようにしている。最寄りの停留所のバスの本数が限られており、適当な実習先やアルバイト先がなかなか見つからない。</p>		
<p>(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】 家族との信頼関係づくりは、家庭支援専門相談員を中心に進めている。学校や施設の行事前には、その都度保護者に連絡をとり、可能な限り参加してもらえるようにしている。子どもが希望する一時帰宅はできる限り実現するように支援している。また、児童相談所と連携をとりながら、子どもの安全が確保できる範囲で保護者との交流を図っている。</p>		
<p>(12) 親子関係の再構築支援</p>		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 親子関係の再構築は、家庭支援専門相談員を中心に進めている。面会、外出、一時帰宅などを通して、段階的に家族との関係の再構築に取り組んでいる。しかし、親子関係の再構築がうまく行かなかった事もある。アセスメントが不十分で、保護者に知的な問題があり養育能力に限界があることを把握しておらず、家庭復帰後の生活が継続できず再入所になったり、また、保護者の病態が悪化し再入所になった事例がある。</p>		
<p>(13) スーパービジョン体制</p>		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
<p>【コメント】 臨床心理士でもある副施設長や、支援経験が豊富で家庭支援専門相談員でもある主任がスーパーバイザーとしての機能を担っている。スーパーバイズにおいては、職員が孤立しないように見守り、職員一人ひとりが成長できるよう教育、指導を行っている。現在、スーパーバイズの研修を積んでいる最中で、施設としての体制整備はこれからの課題である。職員が子どもの問題を抱え込み、バーンアウトしたり虐待が起きないようにするためには、職員と同等の立場で職員の気持ちに寄り添うことが必要であり、指示命令する立場の上司がスーパーバイズすることには限界がある。職員相互が助言しあう仕組みなどの工夫が期待される。</p>		